

# 答 申 書

(答申第2号)

令和2年7月20日

福井県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

審査請求人が令和元年5月27日に提起した福井県知事（以下「処分庁」という。）による行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）に基づく懲戒処分請求（以下「本件懲戒請求」という。）に対する措置（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、これを棄却するとの福井県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

## 第2 審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

- (1) 本件処分に係る通知書には、調査の結果、処分庁はどのような判断のもとにどのような認定をしたのか何らの明示もないままに「懲戒処分に値する事実は認められない」とするのみであって、十分な理由が記載されていないから全部不服である。

福井県を被告とした本件処分の取消しの訴えを提起する場合、審査請求人は裁判所に対し具体的な根拠を明示して出訴する必要がある、結果のみを記載した本件処分に係る通知書は、処分庁の判断や認定した事実が秘されており、審査請求人の憲法上保障された裁判を受ける権利を著しく侵害している。

- (2) 本件懲戒請求の対象となった行政書士（以下「本件行政書士」という。）の行為が刑法上の詐欺、脅迫、名誉毀損などの犯罪を構成するか否か、ならびに民法、借地借家法および消費者契約法に違反した不法行為であるかどうかを判断する権限は裁判所にあるところ、処分庁が違法性はないと判断したことは裁量権の範囲の逸脱あるいは裁量権の濫用に当たるため、本件処分は違法である。

- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定に基づき、審理員に対して、平成31年2月15日付けで本件行政書士が処分庁に提出した報告書および平成31年4月3日付けで処分庁が本件行政書士に対して行った聞き取り調査の結果について、閲覧および写しの交付を請求したが、審理員は「福井県が行う懲戒処分に関する情報であって、閲覧および写しの交付を認めることにより、将来の同種事案について、あらかじめ所要の準備がされるなど今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（行政不服審査法第38条第1項後段に該当。福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）第7条第7号に相当）」との理由により、閲覧および写しの交付を認めなかったことについて、審査請求人は行政書士ではないため、今後同種事案で調査対象とされることはない。

また、処分庁が本件行政書士の不法行為について真摯に受け止めて適正な監督指導を行い、福井県行政書士会を通して管下の行政書士に周知徹底すれば将来の同種事案の発生を抑止できるものである。将来の同種事案を懸念した仮定論によって、審査請求人の法令上の権利行使を阻害することは、公平原則に照らして著しく本件行政書士を擁護する結果を誘引するものであって、到底容認できない。

## 2 審査庁の主張

法第14条の3第2項に基づき処分庁が実施した調査の内容、本件処分を決定した処分庁の判断、本件処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく手続および審理員の審理手続に違法および不当な点はないことから、本件審査請求は棄却することが妥当である。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求を棄却すべきである。

### 2 理由

#### (1) 本件処分を決定した処分庁の判断について

審査請求人は、本件行政書士の行為が法第10条に規定する行政書士の責務に违背することを懲戒請求の理由の一つとしているが、懲戒請求の理由としている行為は行政書士の業務外の行為であることが明らかであるため、法第10条の規定に違反するかどうかは評価する必要はない。

また、本件行政書士の行為が法第14条に規定する「行政書士たるにふさわしくない重大な非行」に当たるかどうかであるが、本件懲戒請求が本件行政書士の業務外の行為に関して申し立てられたものであるから、処分庁が調査できる範囲は限定的であり、本件行政書士が処分庁の調査に協力しなくても行政処分や罰則の対象にならない状況において、処分庁は本件行政書士から報告書を徴取し、さらに本件行政書士本人にも聞き取り調査を行っており、法令の範囲内で処分庁としてできる限りの調査を実施し、懲戒処分に値する事実は認められないことを具体的に確認している。

なお、審査請求人が主張するように、本件行政書士の行為が刑法上の犯罪を構成するか否か、または民法等に違反した不法行為であるかどうかを判断する権限は裁判所にあるところ、本件処分の時点で裁判所は本件行政書士についてこれらの法令違反があったことを判断していないから、仮に、審査請求人の主張をそのまま認めるとすれば、処分庁は裁判所の判断があるまで本件行政書士に対する懲戒処分ができないことになる。

以上のことを踏まえると、本件処分を決定した処分庁の判断が違法または不当だとは言えない。

#### (2) 本件処分に係る行政手続法上の手続について

法第14条の3第1項の規定に基づく懲戒請求権は、審査請求人個人の利益の保護のためのものではなく、行政書士制度の適正な運用を図ることを目的とした公益的見地から認められたものであることを考えれば、審査請求人が懲戒請求をしたことで、処分庁は懲戒処分を行う義務を負わないものの同条第2項の規定に基づき必要な調査を行う義務を負い、実際にできる限りの必要な調査を行い、当該調査結果を精査した上で本件処分をしたのであるから、本件処分の内容が審査請求人の望んでいた結果ではないにしても、行政書士制度の適正な運用を図るという法における懲戒請求権を行使する目的は果たされていると考えるべきである。

本件処分は、審査請求人に直接に義務を課し、または権利を制限する行政手続法第14条に規定

する不利益処分ではないものの、処分庁が処分と判断している以上、行政手続法第8条の規定が適用されることから、本件処分の通知において、処分理由を審査請求人に示す必要があり、提示する理由の程度については、最高裁判所昭和38年5月31日判決（昭和36年（オ）第84号）において、「どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである。」と示されている。

本件処分の通知には、本件処分に至る処分庁の具体的な判断過程が示されていない点について、適正ではない余地はあるが、そもそも上述のとおり、本件処分の内容が審査請求人の望んでいた結果ではないにしても、行政書士制度の適正な運用という法における懲戒請求権行使の目的は果たされていると考えるべきであるから、処分庁の具体的な判断過程を通知において必ずしも示す必要はないと言うべきである。

加えて、本件処分の通知には、具体的な判断過程は示されていないものの、処分庁が法に基づく調査実施の義務を果たしていることおよび調査結果を踏まえて懲戒処分をしないと判断したことが記載されており、理由の付記としては少なくとも必要最小限度は満たされているから、処分庁の恣意抑制という点でも不服申立ての便宜という点でも理由の提示として不備があるとは言えないと解するのが相当である。

以上のことを踏まえると、本件処分に係る行政手続法上の手続が違法または不当だとは言えない。

### (3) 審理員の審理手続について

審査請求人は公明正大な審理の実施を求めているが、審理員は、行政不服審査法の規定に基づき、反論書の提出を認めること、反論書の提出期限の延長を認めること、反論書の提出期限の再延長を認めること、証拠書類の閲覧・写しの交付請求に対応することおよび2回にわたる口頭意見陳述の機会を付与することを行い、審査請求人に対して、自らの主張や処分庁の主張に対する反論を述べる機会を設けていることから、審理手続に違法または不当な点は認められない。

また、審査請求人は、平成31年2月15日付けで本件行政書士が処分庁に提出した報告書および平成31年4月3日付けで処分庁が本件行政書士に対して行った聞き取り調査の結果について閲覧および写しの交付を請求したものの、審理員が当該請求を認めなかったことが容認できないと主張している点について、審理員は、行政不服審査法第38条第2項の規定に基づき、処分庁から閲覧および写しの交付を認めるべきではないとの意見を徴取した上で判断しており、当該処分庁の意見について違法または不当な点は認められない。

## 第4 調査審議の経過

令和2年5月14日 諮問の受理

令和2年6月 2日 審議

令和2年7月16日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 処分庁の判断の違法性について

審査請求人は、本件行政書士による行為が刑法上の犯罪や民法上の不法行為等に該当するか否かの判断は裁判所のみ許されるものであり、処分庁が違法性はないと判断したことは、裁量権の逸脱あるいは濫用に当たる、と主張している。

法第14条は、都道府県知事が行政書士に対する懲戒処分を行うことができる根拠が定められており、その処分を行うに当たっては、行政書士が法またはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反しているか、または行政書士たるにふさわしくない重大な非行があるかを調査等により判断しなければならない。

本件懲戒請求は、本件行政書士の業務外の行為に関して、法第14条の3第1項の規定に基づきされたものであり、懲戒処分の権限を有する処分庁として、本件行政書士の行為が法第14条に規定する「行政書士たるにふさわしくない重大な非行」に当たるかどうかを判断することは当然のことである。仮に、審査請求人の主張をそのまま認めるとすれば、処分庁は裁判所の判断があるまで本件行政書士に対する懲戒処分ができないことになり、都道府県知事の監督指導により行政書士制度の適正な運用を図るという法の趣旨が没却されてしまうこととなる。

また、処分庁は法の規定の範囲内で処分庁としてできる限りの調査を実施していると評価することができ、処分庁が違法性はないと判断したことは、裁量権の逸脱あるいは濫用に当たるとはいえない。

よって、本件処分を決定した処分庁の判断の根拠に違法または不当な点は認められない。

### 2 措置理由の提示の程度の違法性について

審査請求人は、本件処分に係る措置結果通知書に付記された措置理由が不十分であり不服であると主張している。

処分庁が提示する理由の程度については、最高裁判所昭和38年5月31日判決(昭和36年(オ)第84号)において、「行政処分における理由の提示の程度について、どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである。」と示している。

法第14条の3の規定は、都道府県知事の懲戒処分権限の適正な行使を担保する趣旨で設けられたものであり、懲戒請求人個人の権利利益を保護するものではないと解釈できる。本件処分に係る措置結果通知書には、本件処分に至る処分庁の具体的な判断過程が示されていないが、処分庁が法に基づき調査実施の義務を果たしていることおよび調査結果を踏まえて懲戒処分をしないと判断したことが記載されており、最低限必要な理由の付記がなされているといえる。このことから、本件処分の内容が審査請求人の望んでいた結果ではないにしても、行政書士制度の適正な運用という法における懲戒請求権行使の目的は果たされると考えるべきである。

よって、本件処分に係る措置理由の提示の程度に違法または不当な点は認められない。

### 3 審理員の審理手続の違法性について

審査請求人が、行政不服審査法第38条第1項の規定により、審理員に対し、処分庁が審理員に提出した証拠書類の閲覧および写しの交付を請求したところ、その閲覧および写しの交付を認めなかったことは、審査請求人の法令上の権利行使を阻害し、公平原則に照らして著しく本件行政書士を擁護する結果を誘引するものであると主張する。

行政不服審査法第38条第1項後段の規定によると、審査請求人から処分庁が審理員に提出した書類等の閲覧または写しの交付の請求があった場合は、当該書類等の内容が第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、審理員はその閲覧または交付を拒むことができないとされ、同条第2項において、同条第1項の規定による閲覧または交付をしようとするときは、当該閲覧または交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならないとされている。

本件審査請求を担当する審理員は、当該証拠書類について処分庁に意見を聴取したところ、本件行政書士が処分庁に提出した報告書および処分庁が本件行政書士に対して行った聞き取り調査に関する陳述調書の2点については、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）第7条第7号に該当することから認めるべきではないとの意見であったため、行政不服審査法第38条第1項後段の規定に該当する正当な理由があると判断し、その閲覧または交付を認めなかったものであり、法に基づく適正な手続を経ている。

よって、審理員が当該請求を認めなかったことも含め、審理員の審理手続に違法または不当な点は認められない。

### 4 小括

上記1～3のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められないことから、本件審査請求には理由がない。

### 5 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

福井県行政不服審査会委員名簿（五十音順）

氏名	備考
玄津 辰弥	会長
田中 住江	
永田 康寛	